

## 仙台市水道局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(令和6年7月30日給水部長決裁)

### (目的)

**第1条** 本要領は、仙台市水道局が発注する公共工事及び地質調査業務等（以下「工事等」という。）の建設現場において、現地での確認（段階確認、材料確認、立会等）を必要とする作業に、モバイル端末等（タブレット、スマートフォン、ウェアラブルカメラ、パソコン等）による映像と音声の双方向通信を用いた監督職員又は調査職員（以下「監督職員等」という。）の臨場（以下「遠隔臨場」という。）を適用し、受注者及び発注者（以下「受発注者」という。）の業務効率化等の課題把握を図るため必要な事項を定めるものである。

### (適用範囲)

**第2条** 本要領は、仙台市水道局が発注する工事等のうち、試行案件として選定した工事等に適用する。

### (試行案件の明示及び通知)

**第3条** 発注者は、別記第1の記載例のとおり、試行案件として選定した工事等である旨を特記仕様書に明示するものとする。

2 既に契約している工事等において、前項の特記仕様書への明示が困難なものについては、別記第2の記載例のとおり、同様の内容を工事打合せ簿により受注者へ通知するものとする。

### (機器等の手配及び運用)

**第4条** 遠隔臨場に使用するモバイル端末等、通信環境、アプリケーション、その他周辺機器（以下「機器等」という。）の手配及び運用については、次のとおりとする。

#### (1) 手配及び運用

受注者が使用する機器等は受注者が手配、運用し、発注者が使用する機器等は発注者が手配、運用することを基本とする。

#### (2) 費用の負担

前号の手配及び運用に要する費用は、受発注者それぞれの負担とする。

### (実施方法及び内容)

**第5条** 遠隔臨場の実施方法及びその内容は、次のとおりとする。

#### (1) 事前打合せ

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の対象とする作業等（工種、確認する項目、内容等）、使用する機器等の仕様、実施の記録方法等について監督職員等と

打合せを行うこと。なお、遠隔臨場の対象とする作業等は、建設現場より配信された映像から、監督職員等が必要とする情報を、直接読み取れるものに限る。

(2) 機器等・通信状況の確認

受注者及び監督職員等は、現地確認等が支障なく適正に行えるよう、手配した機器等及び双方向通信の状況について事前の確認を行うこと。

(3) 施工計画書又は業務計画書の提出

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書又は業務計画書に確認事項、時期、内容及び仕様等を記載し、提出すること。

(4) 遠隔臨場の実施

ア 受注者は、現地確認等に必要な資料（出来型管理図表等）を、事前に監督職員等に提出すること。

イ 受注者は、近接撮影を行う前に現地確認等を行う位置や現場の状況を撮影、配信し、監督職員等はこれを確認すること。

ウ 受注者は、「工事件名」又は「業務委託名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。

エ 受注者は、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等の確認を得ること。また、終了時には監督職員等に実施結果の確認を得ること。

オ 受注者は、当該臨場を遠隔臨場により実施した旨を、工事書類に記録すること。

カ 監督職員等は、遠隔臨場により十分な情報を得ることができなかつたと判断した場合は、受注者にその旨を伝え、当該臨場を現地での臨場により実施することができる。

(5) 映像と音声の記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を記録する必要はないが、記録する場合には、事前に監督職員等及び被撮影者の承諾を得ること。

(留意事項)

**第6条** 本要領の適用に際しては、以下に留意すること。

(1) 撮影における留意事項

ア 受注者は、被撮影者である当該建設現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

イ モバイル端末等を作業員に所持させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。

ウ 受注者は、建設現場以外ができる限り映り込まないように留意すること。

エ 受注者は、公的でない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(2) 効果の検証

受注者及び監督職員等は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出等についてアンケート調査等による依頼があった場合は協力すること。

(雑則)

**第7条** 本要領に記載されていない事項については、必要に応じ受発注者間の協議により定める。

**附 則**

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

**別記第1 (第3条第1項関係)**

(記載例)

第〇条 遠隔臨場等の実施について

本工事は、受注者及び発注者の業務効率化等を目的とした、「仙台市水道局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の対象工事であり、「仙台市水道局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた監督職員の臨場(以下、「遠隔臨場」という。)を適用することができる工事である。なお、要領は、以下によるものとする。

([https://www.suidou.city.sendai.jp/nx\\_html/07-jigyousha/07-331.html](https://www.suidou.city.sendai.jp/nx_html/07-jigyousha/07-331.html))

なお、モバイル端末等(Web 会議システム等)の活用は遠隔臨場だけでなく、日常的な打合せや、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に活用できるものとする。

**別記第2 (第3条第2項関係)**

(記載例)

本工事は「仙台市水道局建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」の対象工事とする。